

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1111号

9月10～16日は

「自殺予防週間」です

全国の自殺者数は、昨年約2万1千800人あり、高知県においても自殺死亡率は減少しているものの、全国的にみる高い水準で推移しています。人間関係のこじれ、仕事のこじれ、病気のこじれ、生活のこじれ等、困った時は一人で悩まず相談しましょう。誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりのためには、家族や職場・地域の中での声掛けや、見守りが大切です。

【相談窓口】

○本山町健康福祉課

電話 0888-770-1000

○中央東福祉保健所

電話 0888-753-3173

○高知県精神保健福祉センター

電話 0888-821-4966

【右記各機関の受付時間】

午前8時30分～午後5時15分(平日)

○高知いのちの電話

電話 0888-824-6300

【受付時間】9時～21時(毎日)

10時～18時(年末年始)

マイナンバーカードの

受け取りと保管について

本町では、申請されたマイナンバーカードが役場に届いた方宛てに、交付通知書(案内ハガキ)をお送りしています。通知が届いた方は、必要書類をお持ちのうえ、役場住民生活課窓口までお越しください。案内ハガキに記載されている受取り期限が過ぎても受取りは可能です。但し、マイナンバーカードは一定の保管期間が定められており、この期間が過ぎると廃棄処分する決まりとなっています。廃棄されたカードは元に戻すことができないため、廃棄されたカードはカードが必要となった場合、最初から申請の手続きをしいていただきます。その際、お手元にある申請書では申請ができませんのでご注意ください(役場窓口で新たに発行されます)。

なお、諸事情で役場に来ることができない方など、マイナンバーカードを受け取る意思がある方は、「代理受け取り」が認められるケースがありますので、早急にご連絡、ご相談をいただきますようお願いいたします。

【窓口をお持ちいただく物】

- ① 交付通知書(ハガキまたは再通知に同封の用紙)
- ② 個人番号カード・電子証明書設定暗証番号記載票
- ③ 通知カード(お持ちの方は必ず)
- ④ 本人確認書類(免許証など写真有りの物は一点写真無しの2点)

※受取に必要な書類を無くされた方は再発行します
「不明な点は担当窓口までお問い合わせください。
【問い合わせ先】

住民生活課マイナンバーカード担当窓口

電話 76-21115

本山町新型コロナウイルス接種時の

きんぐらバス利用に申請について

本山町保健センターで実施する新型コロナウイルス接種のためにきんぐらバスを利用して、ワクチン接種会場に来られた方には、当日会場にて往復の利用券を発行いたしますので、接種会場にて申し出てください。

なお、現在、全ての運行曜日にご合わせた接種日の確保が難しく、利用希望に沿えないことがあります。住民の皆様には、ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

健康福祉課 電話 70-1000

本山町新型コロナウイルス接種時の

のタクシー利用に申請について

本山町保健福祉センターで実施する新型コロナウイルスワクチン接種のためにタクシーを利用される方へ料金の助成があります。対象となる方で利用の希望がありましたら、健康福祉課まで連絡をお願いいたします。

【対象者】本山町に住所を有する75歳以上の方

【対象となる範囲】

自宅と接種会場の往復利用で、基本料金を超える金額

※利用時は基本料金のみの支払になります。

【申請場所】健康福祉課

【持参するもの】印鑑

※申請書類は健康福祉課にあります。

※必ず利用前の申請をお願いします。

【問い合わせ先】健康福祉課 電話 70-1000

毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。相談は、毎月第3木曜日に町役場で定期的に開催される行政相談所で受け付けています。お気軽にご相談ください。

【日時】 9月21日（木）午前10時～正午

【場所】 役場1階 もちやまホール

【行政相談員】 筒井 幸弘

【問い合わせ先】 総務課 電話 76-222233

毎月第3金曜日は、高知地方裁判所

民事・家事相談の実施日です

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施しますので、日頃より心配事や悩み事がありましたら、この機会に「民事・家事相談」をご利用ください。

なお、相談は事前予約制（相談日の1週間前まで）です。必ず、電話等で予約を入れてください。

【日時】 9月15日（金）午後1時～3時30分

（相談時間は、1組あたり30分です。）

【場所】 役場2階 相談室3

【事前予約連絡先】 総務課 電話 76-222233



多重債務者無料相談会のご案内

「お金に関する悩みを相談ください」
「借金の返済に関する無料相談会」を高知市、四万十市で開催します。あわせて「こころの健康相談会」も高知県立消費生活センター、四万十市役所の2会場で開催します。心身に不調を抱えておられる方も、お気軽にご相談ください。

※予約必須ではありませんが、希望のお時間があればあらかじめ予約いただくとスムーズにご案内できます。最終受付は終了時間の30分前です。（ただし、受付時間内でも人数が多い場合は、受付制限をする場合がありますので、ご了承ください。）
契約書、督促状など債務の状況が分かる書類をお持ちください。秘密は厳守します。

開催日時	会場
9月24日(日) 13時～16時	高知県立消費生活センター (高知市旭町3-115 ソーレ2階) 予約：TEL 088-824-0999 (高知県立消費生活センター)
9月25日(月) 17時～20時	高知市消費生活センター (高知市本町5-1-45 高知市役所1階) 予約：TEL 088-823-9433 (高知市消費生活センター)
9月26日(火) 17時～20時	四万十市役所 (四万十市中村大橋通4-10 3階) 予約：TEL 0880-34-8805 (幡多広域消費生活センター)

【問い合わせ先】

高知県 県民生活課 0888-822300

クレジットカードの請求にご注意を！

クレジットカードがなくなり、手持ちの現金がなくなっても後払いで買い物できて便利です。しかし「クレジットカード会社」の請求書を確認したところ、身に覚えのない利用履歴がある「クレジットカード会社」から利用した覚えのない請求があった「不正利用かもしれない」という相談が県の消費生活センターに寄せられています。利用明細は毎月必ず確認するようにしましょう。

・クレジットカードを利用した際の伝票や注文確認メール等は保管しておき、日付や金額等を利用明細と突き合わせて確認しましょう。

・自分に覚えがなくても家族がカードを利用している可能性もあるので、家族にも確認してみよう。不正利用が疑われる場合は、早急にカード会社へ連絡しましょう。

・紛失や盗難で第三者に悪用された場合、カード裏面の署名がないと本人の過失とみなされ、補償対象外となる場合があります。必ず裏面に署名をしましょう。

・不審に思うことがあれば、消費者ホットライン「080（こやせ）」に電話しましょう。

【問い合わせ先】

高知県立消費生活センター

電話 0888-824-0609

まちびらき推進課 電話 76-301-0

